

## みらいの「県土」研究会地域部会を開催しました

今年度の地域部会では、各地域の実情に応じた建設発生土の適正処理を実現するために、各地域での取組等について情報共有し、意見交換を行いました。

これまでの  
みらいの県土研究会  
資料はこちら→



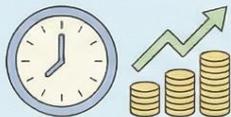
## 建設発生土の適正処理に向けたこれまでの取組み

### 背景と課題：なぜ資源化が必要なのか



#### 有効利用率80%以上の 達成を目指す

最終処分量は減少傾向にあるものの、国が定める2024年の目標値には未だ達していません。



#### 社会的要請とコストの高騰

盛土条例の施行後、受入制限や費用の高騰が発生し、適正な処理環境の整備が急務となっています。



#### 「捨てる」一方で「買う」 という矛盾の解消

建設発生土を処分する一方でそれを上回る量の新材を購入している現状があります。

### 解決策：産学官で連携しつつ地域ごと最適化

#### 「みらいの県土研究会」 による強固な連携



#### 地域の実情に応じた 「地域部会」の設置

発生量や施設状況が異なる県内各エリアごとに最適な処分方法を検討しています。



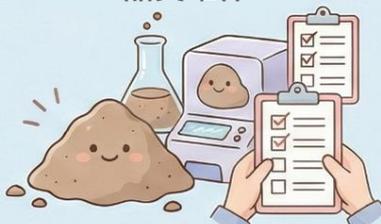
#### 資源化と安全な インフラ整備の両立

土を資源として再利用する推進力と盛土規制法を遵守した安全な環境整備の2軸で施策を進めています。

NotebookLM

## 地域部会での情報共有・意見交換のテーマ

### 【東部】 土質改良土の 品質確保



原料土の性状だけでなく、製造時や製造後の管理方法が品質に影響します。

### 【中部】 養浜材への利用



県工事の発生土を養浜材として利用しており、安定的な資材の確保が必要です。

### 【西部】 有事の際に 備えてできること



令和5年の災害事例を基に有事の際に迅速に対応するための備えについて意見交換をしました。

### 今後に向けた知見と課題



改良土の品質確保と管理の重要性  
新たなニーズに応えるため、現行制度の理解と事例を参考に、実情に合った管理手法の確立を目指します。



養浜材としての有効活用  
海岸侵食を防ぐため、建設発生土を貴重な資源として再確認しています。



大規模災害に備え、建設業界全体の訓練や、体制づくりが急務です。

NotebookLM

次頁から、各地域部会の様子をお伝えします。

# ●東部地区（令和7年12月25日開催）

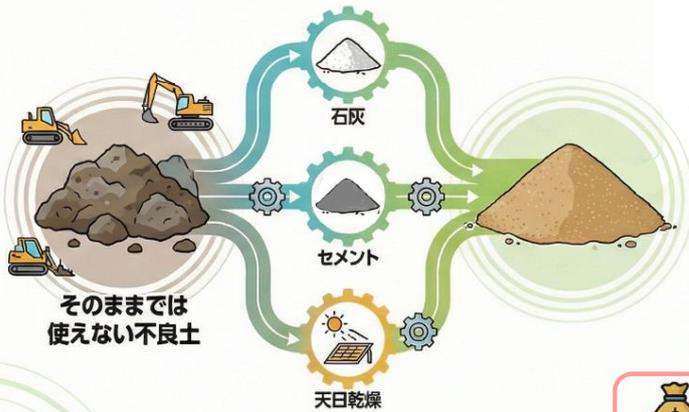
- (1) これまでの経緯（技術調査課）
- (2) 土質改良土について（技術調査課・工事検査課）
- (3) 事業紹介 ～建設発生土リサイクルの新たな調整～（裾野リサイクルサテライト協同組合）
- (4) 先進事例報告 ～土質改良土の品質確保（土質改良土プラントの第三者認証の紹介）～（技術調査課）

## 土質改良土の利用拡大に向けて

建設発生土の有効利用を促進するため、土質改良土の定義、リサイクル原則化ルール及び盛土材料取扱基準（令和5年12月改定）等現行制度について再確認した。

### 土質改良土とは？

そのままでは使えない不良土を、石灰やセメント、天日乾燥による脱水、ふるい分けによる粒度調整等により、再利用可能とした土のこと。



### リサイクル優先順位の徹底



### 経済性に関わらず実施

建設副産物の活用や再生材の利用はコストに関わらず原則として実施

## 静岡県盛土材料取扱基準 （令和5年12月改定）

基本単価の設定で  
積算をスムーズに



県全域で4種類の用途別に  
基本単価を設定。

積算時の個別見積が不要に。

区分	主な使用場所	品質管理のポイント
路床材	道路用盛土 河川築堤	設計CBR20以上 最大粒径100mm以下
路体材	道路用盛土 河川築堤	塑性指数30以下 最大粒径300mm以下
裏込材 埋戻材	裏込埋戻 仮設利用等	塑性指数10以下 最大粒径40mm以下

### 品質確保と環境への配慮

- ☑ 1年ごとの使用承諾制度を維持
- ☑ 河川利用時のpH基準(5.8~8.6)などを新たに設定

NotebookLM

## 意見交換で出された主な内容

### 1 建設発生土の優先利用と課題

- ・建設現場で発生する土砂の再利用の原則、特に建設発生土の優先利用について確認が行われた
- ・建設発生土だけでなく、がれき類を含む建設副産物全体の再利用、発生量と使用量のバランス、および県外からの流入土砂の問題が主要な課題として挙げられた

### 2 品質管理と第三者認証制度

- ・土質改良土の品質確保が主要なテーマであり、特に第三者認証制度の導入や活用について議論された
- ・県としての制度導入の方針、民間事業者側の見解、そして品質管理における課題が話し合われた

### 3 建設発生土の受け入れ体制と利用促進の具体策

- ・建設発生土の仮置き場所の確保、受け入れ時の分別基準、そして公共工事における建設発生土利用の現状と課題について具体的な質問や意見が交わされた

### 4 制度と経済的インセンティブ

- ・盛土規制法と盛土条例の分離による少量の建設発生土の管理基準の課題、そして民間事業者が建設発生土リサイクルに取り組む上での経済的インセンティブの必要性が議論された

技術調査課では、発注者が土質改良土を利用しやすいよう環境整備を行っています

- ・県全域において盛土材料取扱基準に定める4種類の用途に分けて、土質改良土の単価を設定
- ・工種ごとに、どの土質改良土が使用可能か、用途詳細早見表（案）作成中
- ・施工パッケージ等で土質改良土を選択できるよう改修



# ●中部地区（令和8年1月22日開催）

- (1) これまでの経緯 (技術調査課)
- (2) 建設発生土の有効利用に向けた県内事例について (技術調査課)
- (3) 事業紹介～清水海岸 事業概要～ (静岡土木事務所)
- (4) 事例報告～静岡市における建設発生土対策について～ (静岡市)

## 養浜材としての有効利用

**養浜(ようひん)の仕組みとルール**

養浜とは・・・  
波によって海岸の砂が削り取られたような海岸に、再び人の手で砂を戻してやる行為のこと

**砂浜を復元する「サンドバイパス」と「リサイクル」**

堆積した土砂 人工的に移動・復元

<サンドバイパス>  
上手側に堆積したものを下手側の海岸に人工的に移動させる工法(漂砂の流れを手助け)

<サンドリサイクル>  
下手側にたまった砂を上手側に戻す工法(下手にたまった砂を再利用し砂浜を復元)

養浜は「盛土規制法」の対象外

既存施設の保全・管理のための行為とみなされ、通常の養浜工事は規制対象外です。

維持管理行為

**事例紹介：富士海岸(直轄)での取組**

富士川水系の堆積土砂を養浜材として活用  
富士川や大沢扇状地から発生する土砂を富士海岸の養浜材として使用しています。

年間約**4万m<sup>3</sup>**の土砂を陸上養浜に投入予定

令和4年度まで陸上、海上養浜それぞれ3万m<sup>3</sup>/年、令和5年度以降、陸上養浜4万m<sup>3</sup>/年を予定し、継続的な土砂投入により海岸線の維持を図っています。

漁業協同組合との協議と環境への配慮

土砂の性質(粒径や水質)を確認し地域の合意形成を得て実施されます。

富士土木事務所管内における建設発生土の現状(年間平均)

建設発生土発生量	最終処分量	新材としての利用量
約20万m <sup>3</sup>	約4.5万m <sup>3</sup>	約2.4万m <sup>3</sup>

### 意見交換で出された主な内容

#### 1 建設発生土の現状と意見

- 建設発生土処理量の減少と改良土利用の限定性を指摘。再利用進展で再生砕石需要が減り、中間処理施設の受け入れ難化を訴える。県に再生材リサイクル促進を要望し、安倍川河床上昇リスクにも言及

#### 2 静岡市と静岡県の有効利用率について

- 静岡土木と静岡市で発生土の有効利用率に差異がある点を質問
- 静岡市はコブリス上の高利用率と異なり、中間処理後の実態(約6割が未利用)を示す独自の数値で、真の最終処分状況を問題提起していると説明

#### 3 安倍川の砂利採取計画

- 安倍川の河道掘削量増量の一方で、需要減による余剰在庫を懸念。養浜材への砕石活用には前向き

#### 4 養浜事業と砕石利用の可能性について

- 砕石業者は、濁りによる漁業への影響から不向きとなった0号砕石を、現在は余剰材として埋めていると説明
- 静岡土木による養浜材の粒度分布調査の実績から、余剰材の品質であれば養浜材に活用できる可能性を言及

#### 5 養浜材の不足状況と安定確保について

- 計画養浜量に対し、海岸維持及び回復には更なる量が必要だが予算・期間で不足
- 持続的な海岸保全のため、養浜材の安定的な供給体制の構築が課題

#### 6 3種・4種土砂の処理とストックヤード活用について

- 静岡市貝島処理場が1種2種のみ対応で、再利用困難な3種4種土砂の受け入れ拡大が要望される
- 県はストックヤードでの他種混合改良実績を示し、市も3種4種受け入れを検討中。砕石組合は技術協力に意欲

## ●西部地区（令和8年1月29日開催）

- (1) これまでの経緯（技術調査課）
- (2) 二級河川敷地川堤防緊急復旧工事の概要（袋井土木事務所）
- (3) 事例報告～ 二級河川敷地川応急復旧工事への対応と課題 ～（一般社団法人 袋井建設業協会）

### 敷地川応急復旧工事 迅速な対応の実績と有事に向けた備えについて建設業協会からの提案

#### 迅速な初動と復旧活動の実績

決壊から数時間での迅速な応援体制。



地区を越えた会員企業の総力戦。



#### 建設業協会からの提案



© NotebookLM

#### 1 資材の短期間調達

- 敷地川の堤防決壊時、仮設道路の建設は複数業者からの資材供給と広域運搬により対応した
- 24時間作業が計画されたが、騒音苦情やプラント出荷時間の制約から困難となり、作業時間の再調整が行われた
- 人員不足は課題であったが、直営従業員を持つ会社を中心に人員を確保し、1週間連続の作業を複数社で分担して実施された

#### 2 地域住民との調整

- 仮設道路建設における地権者や町内会との交渉、ダンプ運搬における地元調整は土木事務所によって行われた
- 今回の敷地川のケースでは、地元住民の協力が得られたことで比較的スムーズに進んだが、現場の状況に応じた柔軟な対応が重要であると認識された

#### 3 スtockヤードと資材備蓄

- ストックヤードを整備するにあたり、災害時における機能の議論も踏まえる必要がある
- 砕石業協同組合からは、複数の公的なストックヤードの設置や、新材砕石の提供協力の意向が示され、資材の安定供給に向けた連携の可能性が模索されている

#### 4 災害協定と連携の課題

- 大規模災害発生時には、資材供給元や連携先の優先順位付けが重要な課題
- 協定を結んでいない業者への依頼が困難であることから、建設業協会は協定の見直しや、協会として組織的に対応できる体制づくりの必要性を提案している
- 駿河湾沖地震や豚熱対応などの経験が、敷地川復旧における連携に活かされたが、トラック業界の人手不足や法規制により、現状では迅速な資材調達がより困難になっている現状も指摘された

#### 5 訓練の必要性

- 災害を前提とした建設業界全体の訓練が重要である
- 専門工業者と消防との連携訓練を通じて、災害時に必要な資材や手順が明確化された